

英国 2020 年春の予算案

Japanese Business Tax

目次

1	概要	2
2	ビジネス・タックス	2
2.1	法人税率	2
2.2	デジタルサービス税	2
2.3	無形固定資産に関する改正	3
2.4	研究開発税制	3
2.5	ハイブリッド・ミスマッチ	3
2.6	キャピタルロスに関する改正	3
2.7	非居住者賃貸主制度	3
3	キャピタル・アローワンス	4
3.1	非居住用建物・構築物の償却控除	4
3.2	エンタープライズゾーンにおける償却控除	4
4	租税回避、脱税行為及びその他の違反	4
5	業種別項目	4
5.1	キャピタルロスと銀行に対するサーチャージ	5
6	間接税	5

1 概要

世界経済の不確実性の高まりと劇的に変化する経済状況の中、Rishi Sunak 財務大臣は、3 月 11 日に新たな政権として初めての予算案を公表した。

演説ではコロナウィルスに対して個人や企業を支援する短期的な措置の導入に焦点が当てられるとともに、公共インフラへの投資を 1950 年代以降で最も上昇させるという重要な財政措置も公表された。

財政法案は 3 月 19 日に公表される見込みである。なお、以下に概説する改正点はいずれもまだ施行されていないが、過去の予算案の事例を踏まえると、2020 年の夏に施行されるものと見込まれる。ただし、以下に概説する法人税率の取扱いについて IFRS と US GAAP で異なる見込みである。

本ニュースレターは、今回の予算案の中から、特に日系企業グループにとって重要と考えられる項目についてまとめたものである。英国の 2020 年度予算案についての詳細及び解説については、以下を参照のこと。 >> www.ukbudget.com.

2 ビジネス・タックス

2.1 法人税率

現行の法令では、2020 年 4 月 1 日より法人税率は 19%から 17%に引き下げられるが、昨年末の総選挙で保守党が公約した通り、英国政府は法人税率を 19%に据え置くことを公表した。従って、これを実施するための法令が導入される。

UK GAAP 及び IFRS では、実質的に制定された法人税率に基づき繰延税金を認識するため、実質的な制定が近く行われると見込まれる。一方、US GAAP では、成立した法令による法人税率に基づき繰延税金を認識するが、法令は、財政法案が女王の裁可を受けるまでは成立せず、2020 年の夏までは成立しないと見込まれる。

また、一定の大企業に対する新たな四半期分割納付制度が 2019 年 4 月 1 日以後開始の会計期間より適用されている。本制度の対象となる一定の大企業は、会計期間の 3、6、9 及び 12 ヶ月目に分割納付を行わなければならない。

2.2 デジタルサービス税

Rishi Sunak 財務大臣は、2020 年 4 月 1 日からデジタルサービス税（以下「DST (Digital Services Tax)」）を導入することを確認した。サーチエンジン、ソーシャルメディア・プラットフォーム、オンライン市場及び関連するオンライン広告に係る英国のユーザーからの売上高に対して 2%の税を課す。

DST は、こうした活動によるグローバル収入が 5 億ポンド超であり、かつ、英国のユーザーから 2,500 万ポンド超の売上を計上しているグループに対して適用される。

HMRC から公表された指針では、宿泊設備を提供するオンライン市場に関連する英国のユーザーの定義が明確になった。取引に英国以外の宿泊設備、土地又は建物が関与する場合に関連するサービスの消費者が英国のユーザーの場合には、この取引に係る売上は英国のユーザーから生じたものとして取り扱われる。

DST がオンライン市場における送料・手数料等に適用されるかどうかは検討中である。

英国政府は、デジタル経済に対する税務上の課題に対して、OECD 及び G20 を通じて国際的に合意された解決策を検討するというコミットメントを述べ、適切な国際的解決策の導入により DST を廃止することを再確認した。

2.3 無形固定資産に関する改正

英国政府は、関連会社から取得した無形固定資産に関する税制について重要な改正を公表した。改正前の取扱いは、取得日が 2002 年 4 月 1 日前又は以後により異なっていた。2002 年 4 月 1 日以後に取得した無形固定資産については、通常会計上の処理に応じて税務上の償却費計上が認められ、また、4%定額法にて税務上の償却費計上が認められる。2002 年 4 月 1 日より前に取得した無形固定資産については税務上の償却費計上が認められない。

今回の改正では、関連会社間で譲渡された 2002 年 4 月 1 日より前に取得された知的財産権の税務上の償却を得ることを妨げていた制度が改正される。この改正は、2020 年 7 月 1 日以後に関連会社から取得する無形固定資産について適用される。

2.4 研究開発税制

Rishi Sunak 財務大臣は、大企業に対する Research and Development Expenditure Credit（以下「RDEC」）による控除割合を 12%から 13%に引き上げることを公表した。この改正は、2020 年 4 月 1 日以後に発生する費用に対して適用され、RDEC を適用する企業にとっては、法人税率が 19%に据え置かれるという事実を相殺する以上のものである。

RDEC は事業所得の計算上課税対象となる一方で法人税額から控除されるので、この改正により RDEC 適用による税効果が 9.72%から 10.53%に増加する。この改正は英国における技術革新への投資に対する英国政府の継続的サポートの一部である。

また、データ及びクラウド関連費用に対する支出を研究開発税額控除の対象とすべきか否かのコンサルテーションの実施も公表された。

2.5 ハイブリッド・ミスマッチ

2017 年 1 月 1 日から施行されているハイブリッド・ミスマッチ・ルールに対する改正は公表されていないが、英国政府はハイブリッド・ミスマッチ・ルールの適用が意図した通りに機能しているかを確認するためのコンサルテーションを実施する。詳細は近日中に公表される見込みある。

2.6 キャピタルロスに関する改正

前回の予算案にて、キャピタルロスの使用について、2017 年に導入した欠損金の使用に関する制度の改正と整合させる旨が公表された。Rishi Sunak 財務大臣は今回の予算案の中で、本改正は 2020 年 4 月 1 日から適用され、500 万ポンドを超えるキャピタルゲインに対して、繰越したキャピタルロスの使用がキャピタルゲインの 50%まで制限されることを確認した。

2.7 非居住者賃貸主制度

英国政府は、英国非居住法人及び非居住者の 2021 年 4 月 1 日以後におけるイングランド及び北アイルランドに所在する居住用不動産の取得に対して 2%の印紙税を導入する。

この改正は、Finance Act 2019 で導入されたより広範な一連の措置の一部である。非居住者である賃貸主はこれまで所得税制において課税を受けていたが、英国で不動産業を営む非居住法人は 2020 年 4 月 6 日から法人税制において課税を受けることとなる。非居住法人のキャピタルゲインも 2019 年 4 月 6 日より法人税の課税対象とされている。

3 キャピタル・アローワンス

3.1 非居住用建物・構築物の償却控除

Rishi Sunak 財務大臣は、特定の建物・構築物の償却控除（Structures and Building Allowance: 以下「SBAs」）の償却率を2%から3%に引き上げる旨を公表した。SBAs は、2018年10月29日以降に発生する非居住用の建物・構築物への適格な建設費に対して適用が認められる。

償却率の引き上げにより、償却期間が50年から33年4ヶ月に短縮される。改正後の償却率は、2020年4月1日以後から適用され、新たに取得した資産及び既にSBAsの適用を受けている資産について適用される。

3.2 エンタープライズゾーンにおける償却控除

エンタープライズゾーン内の指定エリアで使用するための工場及び機械に投資する企業にインセンティブを与える措置が公表された。その結果、少なくとも2021年3月31日まで、指定されたすべての地域で発生した適格な追加費用について即時償却が認められる。

4 租税回避、脱税行為及びその他の違反

Rishi Sunak 財務大臣は、現在から2024/25年度までにさらに47億ポンド増額すると予想される租税回避、脱税行為及びその他違反に取り組むためのいくつかの措置を公表した。特殊な形態の脱税行為に対するよりも広範に適用される次の措置が公表された。

- **大企業による通知** – 2021年4月より、HMRCが指摘する可能性のある不確実なポジションを採用する大企業は、HMRCに通知することを義務付けられる。この指針は既に多くの大企業が従っている国際的な会計基準に基づくものである。英国政府は、通知プロセスの詳細について間もなく協議する。
- **Tax conditionality** – 英国政府は、Tax conditionalityの適用に関する意見を求める文書を公表する。Tax conditionalityとは、企業が良好な税務コンプライアンスの順守を実証できる場合、企業が政府の裁定及び承認へのアクセスを与えられる原則である。
- **一般的租税回避防止ルール** – 一般的租税回避防止ルール（GAAR）に基づく濫用的な税務アレンジメントに対するHMRCからの追及を妨げるため、意図的に情報提供を避ける少数の納税者に取り組むための措置が導入される。
- **HMRC プロモーター戦略** – HMRCは、租税回避スキームを促進する者に取り組むための新たな戦略を公表する。この戦略は、市場での租税回避の拡大を阻止するための政策、運用及び介入の範囲が示され、納税者の濫用的スキームの採用を阻止するものである。

一定の仲介者・納税者に対して、報告対象となるクロスボーダー取引についてHMRCへの報告義務を課すEU Directive 2018/822（DAC 6）に加えて、上記の措置は導入される。なお、DAC 6は2020年7月1日以降施行され、2018年6月25日から2020年6月30日までの対象取引の報告期限は2020年8月31日とされている。

5 業種別項目

5.1 キャピタルロスと銀行に対するサーチャージ

英国政府は、銀行に対して通常の法人税に加えて、その所得に対して8%のサーチャージを課す制度を数年前に導入した。サーチャージが課される所得は原則として法人税の課税標準と同様に計算されるが、一部の制度の適用は認められない。現行制度では、銀行以外の会社で生じたキャピタルロスを銀行で生じる翌期以降のキャピタルゲインと相殺することが可能な選択は認められないが、当期のキャピタルゲインとの相殺を選択することはこれまで認められていた。今後この選択が認められなくなり、サーチャージの対象となる所得が増加することが見込まれる。この改正は直ちに適用される見込みである。

6 間接税

2022年4月から、プラスチック包装の製造及び輸入に対して課税される制度が導入される。その包装の中身の有無にかかわらず、輸入したプラスチック包装に対して課税される。本制度はリサイクル率が30%に満たないプラスチックに対して課税を受けることが予想され、今後、コンサルテーションが開始される。

その他の間接税に関わる改正は、日系企業に対して大きな影響を与えないものと思われる。

Mohan Manuel
+44 20 7007 1838
mmanuel@deloitte.co.uk

Richard Blackwell
+44 1223 25 9495
riblackwell@deloitte.co.uk

Richard Bolton
+44 113 292 1257
rjbolton@deloitte.co.uk

Gareth Pritchard
+44 2920 26 4294
gpritchard@deloitte.co.uk

Nick Greenhouse
+44 20 7007 1102
ngreenhouse@deloitte.co.uk

Hiromasa Hidaka
+44 20 7007 6589
hhidaka@deloitte.co.uk

Rafal Golaj
+44 20 7303 8283
rgolaj@deloitte.co.uk

David Kwong Yin
+44 20 7007 0556
dkwongyin@deloitte.co.uk

Cara Glover
+44 20 7303 5380
carglover@deloitte.co.uk

Takuya Saeki
+44 20 7303 8317
tsaeki@deloitte.co.uk

Kenichi Suzuki
+44 20 7303 0037
kenichisuzuki@deloitte.co.uk

Kaz Kawamura
+44 20 7303 8756
kakawamura@deloitte.co.uk

Mami Ikehara
+44 20 7303 2882
maikehara@deloitte.co.uk

Kohei Tahara
+44 20 7007 6505
ktahara@deloitte.co.uk

This publication has been written in general terms and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from action on any of the contents of this publication. Deloitte LLP accepts no liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 1 New Street Square, London, EC4A 3HQ, United Kingdom.

Deloitte LLP is the United Kingdom affiliate of Deloitte NSE LLP, a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"). DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL and Deloitte NSE LLP do not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

© 2020 Deloitte LLP. All rights reserved..

To no longer receive emails about this topic please send a return email to the sender with the word "Unsubscribe" in the subject line.